

令和6年第4回定例会

# 鳴沢村議会会議録

令和6年12月12日 開会

令和6年12月19日 閉会

鳴沢村議会

## 令和6年第4回鳴沢村議会定例会会議録

令和6年12月12日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

### 1、応招議員

1番	三浦秀康	2番	渡辺永幸
3番	渡辺辰也	4番	三浦雄一郎
5番	土屋文明	6番	渡辺次男
7番	三浦直樹	8番	小林昭一
9番	渡辺明雄	10番	渡辺正人

### 2、不応招議員

なし。

### 3、出席議員

応招議員に同じ。

### 4、欠席議員

なし。

### 5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林茂澄 教育長 渡辺厚子  
総務課長 渡邊英博 税務課長 渡邊 積  
企画課長 木暮富人 福祉保健課長 清水千恵  
住民課長 小林昭博 振興課長 小林昌信  
教育課長 渡邊 寛 会計管理者 梶原 充

### 6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一  
議会事務局長書記 渡辺栄一

### 7、会議事件

承認第 8号 令和6年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）を定める専決処分につき承認を求める件

- 議案第53号 鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第54号 鳴沢村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第55号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定める件
- 議案第56号 鳴沢村スポーツ施設の設置及び管理に関する条例を定める件
- 議案第57号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更の件
- 議案第58号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分の件
- 議案第59号 令和6年度鳴沢村一般会計補正予算（第6号）
- 議案第60号 令和6年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第61号 令和6年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第62号 令和6年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

## 8、本日の議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 承認第 8号 令和6年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）を定める専決処分につき承認を求める件

- 日程第 5 議案第 5 3 号 鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 6 議案第 5 4 号 鳴沢村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 7 議案第 5 5 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定める件
- 日程第 8 議案第 5 6 号 鳴沢村スポーツ施設の設置及び管理に関する条例を定める件
- 日程第 9 議案第 5 7 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更の件
- 日程第 1 0 議案第 5 8 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分の件
- 日程第 1 1 議案第 5 9 号 令和 6 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 1 2 議案第 6 0 号 令和 6 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 3 議案第 6 1 号 令和 6 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 4 議案第 6 2 号 令和 6 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 一般質問

### ◎議長挨拶

**議長（渡辺正人）** 令和6年第4回定例会開会に先立ち、ご挨拶を申し上げます。

10月の国政選挙で少数与党となった国会では、特定扶養控除や税制制度などの議論が活発になっています。また、石破総理の所信表明演説では、地方こそ成長の主役として、地方創生交付金を7年度予算で倍増するとしています。この地方創生2.0では、人口増加施策や各地域が自立的で持続的な社会を創生することなどが目的とされていますが、持続的な発展という点では、そのとおり、自治体を継続していくための財政力の強化が重要であります。

平成の大合併では、自主財源の小さい自治体が合併対象となりましたので、地方創生の交付金を活用して持続的な地域になるよう、鳴沢村の地域資源を活かした施策や政策を検討することが必要だと考えます。

さて、本定例会では11件の議案審議を予定しておりますので、慎重審議いただけますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

---

開会 午後 1時31分

**議長（渡辺正人）** ただいまから、令和6年第4回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎村長挨拶

**議長（渡辺正人）** ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶を受けます。小林茂澄村長。

**村長（小林茂澄）** 12月定例議会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

先ほど議長も申し上げましたが、10月に石破内閣が発足し、衆議院選挙が行われました。結果、与党の自由民主党が過半数割れしました。政権運営の混迷が、地方に及ぼす影響を大きくするのではないかと危惧されているところであります。

さて、鳴沢村では、生き生き広場に展望台を新設しました。これまで以上に観光客や一般の皆さんに利用していただくことを願っております。また、近隣の市町村では、観光客が増えているために、山梨県からの協力をいただきたいとの要望書を提出してまいりました。

今後、山梨県と鳴沢村で協議会のようなものをつくり、観光振興を推進していきたいと考えております。

今定例会には、専決処分が1件、補正予算が4件、条例に関するものが4件、規約の変更と財産処分が各1件となっております。何とぞ慎重審議の上、可決していただきますことをお願いいたしまして、私の挨拶といたします。

---

**議長（渡辺正人）** これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

**◎日程第1 会議録署名議員の指名**

**議長（渡辺正人）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、渡辺永幸議員、渡辺辰也議員を指名いたします。

---

**◎日程第2 諸般の報告**

**議長（渡辺正人）** 日程第2、諸般の報告を行います。

はじめに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたので、ご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。報告書の内容については、朗読を省略いたします。

次に、11月26日、第3回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。審議結果については、お手元に配布してありますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣について、お手元に配布したとおりであります。ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦勞さまでした。

次に、地方自治法第199条の規定による令和6年度定例監査について、監査委員から監査結果の報告を求めます。三浦直樹監査委員。

**監査委員（三浦直樹）** 地方自治法第199条第2項及び同条第4項の規定に基づき実施しました定例監査について報告いたします。

11月20日及び21日の2日間、代表監査委員の梶原実氏及び私で、事業の執行状況、補助金交付事務、入札事務の3項目について定例監査を行いました。

事業執行状況については、令和6年度における全242項目のうち、100万円以上、かつ11月6日現在で執行率が50パーセントを下回る事業を抽出し、その中の21事業を対象として、事業執行状況調査票により所属長から資料を求め、説明を聴取する方法で審査しました。

補助金交付事務については、令和5年度一般会計において、1

補助事業者について50万円以上の補助金を交付しているうちの7事業を対象とし、所属長から補助金交付申請書及び交付決定通知などの一連の書類の提出を求めて説明を聴取し、鳴沢村補助金等交付規則などに基づいて交付事務が適正に行われているか審査しました。

入札事務については、令和6年度において10月末日までに執行された10件の入札を対象とし、一連の書類の提出を求めるとともに総務課長より説明を聴取し、鳴沢村財務規則などに基づいて、事務が適正に行われているか審査しました。

この定例監査の結果につきましては、同条第9項及び鳴沢村監査基準第14条第1項の規定により、11月28日付で村長及び議長への報告書を提出しております。

詳細につきましては、過日、議長名で同報告書の写しが全議員に配布されておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で定例監査の報告を終わります。

**議長（渡辺正人）** 以上で定例監査の結果報告を終わります。

次に、令和6年第3回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 小林昭一議員。

**議会運営委員長（小林昭一）** 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和6年第3回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に申し出、9月25日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月2日の午後2時及び6日の午後2時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

両日ともに、委員全員と議長、説明のために総務課長、職務の

ために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、12月2日の委員会で申し合わせた事項については、次の3項目です。

1、会期は12月12日より12月19日までの8日間とし、詳細は配布済みの会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は、配布済みの議案付託表のとおりとすること。

3、一般質問通告期限は、12月4日正午までとすること。

以上であります。

次に、12月6日の委員会で申し合わせた事項については、次の1項目です。

1、4日正午に通告が締め切られた4名5件の一般質問通告書の取扱いについて、議長に提出された通告書の件数どおりに、本会議で全ての一般質問を行うことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（渡辺正人）** 続いて、総務教育厚生常任委員長 土屋文明議員。

**総務教育厚生常任委員長（土屋文明）** 総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和6年第3回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月25日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月2日午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありま

した。

招集に係る事件は、村の課題整理についての1件であります。

過去4年間における村への議会からの要望事項や、総務教育厚生常任委員会が座談会で住民より伺った要望事項等について、重要度と緊急度を考慮し、取り組む優先度の分類を行いました。

以上で、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（渡辺正人）** 続いて、建設産業経済常任委員長 渡辺永幸議員。

**建設産業経済常任委員長（渡辺永幸）** 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

令和6年第3回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月25日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月25日の午後4時及び12月6日午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

両日ともに、議員全員と議長、会議事件説明のため振興課長及び振興課職員、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、9月25日の委員会における招集に係る事件は、鳥獣害対策についての1件です。

振興課と、増加する鳥獣害被害に対して、現状把握と対策について意見交換を行いました。

次に、12月6日の委員会における召集に係る事件は、令和7年度に予定している道路・水道工事について、11月8日開催の農業委員との談話の報告についての2件です。

会議ではまず、振興課より、来年度予定している村の工事等についての計画内容について説明を受け、意見交換を行いました。

続いて、11月8日に農業委員と耕作放棄地対策について意見交換を行いました。

以上で、建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（渡辺正人）** 続いて、広報常任委員長 渡邊明雄議員。

**広報常任委員長（渡邊明雄）** 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和6年第3回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月25日の本会議において議決された件についての報告であります。

10月18日午後3時より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

委員全員と議長、職務のために議会事務局長の出席がありました。

招集に係る事件は、鳴沢村議会だより第58号（案）についての1件です。

既にご覧いただいたと思いますが、議会だより第58号について、レイアウト、記事内容等について協議し、先月11月1日に配布をいたしました。

今回の議会だよりでは、ふじざくらスポーツクラブと協働した運動体験事業「narusawa sports day」を表紙にし、令和5年度決算認定の記事をトップ項目とし、議会から村長へ要望書を提出した件についても特集として掲載いたしました。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（渡辺正人）** 以上で諸般の報告を終わります。

### ◎日程第3 会期の決定

議長（渡辺正人） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月19日までの8日間と決定しました。

---

### ◎日程第4 承認第8号 令和6年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）を定める専決処分に き承認を求める件

議長（渡辺正人） 日程第4、承認第8号令和6年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）を定める専決処分につき承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林茂澄村長。

村長（小林茂澄） 承認第8号令和6年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）を定める専決処分につき承認を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

処分事項は、専決第8号令和6年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）で、緊急を要するものとして、一般会計予算に905万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億1,690万1,000円としたものであります。

歳出の内容につきましては、衆議院議員選挙執行経費465万2,000円、体育施設管理運営事業360万円、公民館運営管理事業80万円を計上しております。

事業実施に係る財源として、選挙費委託金465万2,000円、繰越金440万円を見込んでおります。

速やかに事業を執行する必要があったため、10月7日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったことについて、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものがあります。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

**議長（渡辺正人）** それでは、担当課長より順次説明を求めます。

総務課長。

**総務課長（渡邊英博）** それでは、承認第8号の詳細についてご説明いたします。

専決第8号令和6年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）の歳入歳出予算要求書の1ページをご覧ください。

衆議院議員選挙、要求額465万2,000円、皆増です。衆議院議員総選挙等委託金465万2,000円です。

2ページをお願いします。

純繰越金、要求額440万円、補正後額2億1,224万6,000円。

3ページをお願いします。

衆議院議員選挙執行経費、要求額465万2,000円、皆増です。財源は、全て国庫支出金です。

4ページをお願いします。

補正事業の内容ですが、衆議院解散、令和6年10月9日解散予定に伴う選挙執行経費です。

なお、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づき、ほぼ全額国庫委託金で賄われます。

補正予算計上理由ですが、衆議院解散予定のためです。令和6年10月9日解散予定。こちらについては各所で予定と記載しておりますが、10月7日に専決処分を行っており、その時点では予定だったためであります。

5 ページをお願いします。

非常勤職員報酬、要求額 50 万 9,000 円、皆増です。内訳ですが、期日前投票管理者報酬 1 名の 11 日掛ける 1 万 1,300 円で 12 万 4,300 円、期日前投票所投票立会人報酬 2 名の 11 日の 9,600 円で 21 万 1,200 円、投票管理者報酬 2 名の 1 万 2,800 円で 2 万 5,600 円、投票管理者報酬 1 名で 1 万 800 円、投票立会人報酬 3 名の 1 万 900 円の 2 投票所で 6 万 5,400 円、投票立会人 4 名掛ける 8,900 円の 2 選挙で 7 万 1,200 円です。

時間外勤務手当、要求額 134 万 1,000 円で皆増です。職員時間外勤務手当 55 万円、投票事務職員手当 27 名の 2 万 4,598 円で 66 万 4,146 円、開票事務職員手当 18 名の 7,028 円で 12 万 6,504 円です。

6 ページをお願いします。

消耗品費、要求額 19 万円、皆増です。選挙事務文房具ほか消耗品で 8 万円です。

食料費、要求額 27 万 3,000 円で皆増です。選挙期日事務従事者等昼食夕食代で 35 名の 1,000 円の 2 回掛ける消費税で 7 万 5,600 円、期日前投票所事務従事者等昼食、夕食代で 6 名の 11 日掛ける 1,000 円掛ける 2 回の消費税で 14 万 2,560 円です。

印刷製本費、要求額 4 万 3,000 円、皆増です。投票所入場券印刷代 1,600 セット掛ける 24 円掛ける消費税で 4 万 2,240 円です。

通信運搬費、要求額 24 万 3,000 円で皆増です。こちら、内訳 2 番の投票所入場券郵送料 2,700 通掛ける 85 円で 22 万 9,500 円です。

手数料、要求額 8 万 6,000 円の皆増です。内訳 2 番の選挙

公報新聞折り込み 2 万円です。

委託料、要求額 9 4 万 2, 0 0 0 円の皆増です。内訳の 3 番、ポスター掲示場設置管理委託 1 6 か所の 1 万 2, 3 0 0 円の消費税で 2 1 万 6, 4 8 0 円です。

8 ページをお願いします。

借り上げ料要求額 7 0 万 9, 0 0 0 円、皆増となります。連棟型パネルユニットハウス、期日前投票所で 7 0 万円です。

機械器具費、要求額 3 0 万 6, 0 0 0 円、皆増です。カラー LED プリンター 2 7 万円です。

9 ページをお願いします。

**教育課長（渡邊寛）** 公民館運営管理事業、要求額 8 0 万円、補正後額 1, 2 6 6 万 3, 0 0 0 円。財源は全て一般財源となります。

1 0 ページをお願いいたします。

補正事業の目的は、中央公民館前庭測量設計業務委託費の委託料の増額。

補正事業の内容ですが、令和 6 年度当初予算で計上した中央公民館前庭測量設計業務委託費の増額を行うもので、1 点目として、現地測量範囲の拡大に伴う測量費の増、4, 0 0 0 平米から 8, 0 0 0 平米に拡大することで 3 2 万円の増。これにつきましては、今年度実施した特殊建築物定期調査において、中央公民館敷地内に存在する屋内ゲートボール場周辺の排水機能の改善を指摘されたこと、また、遊学館利用児童の遊び場スペースを拡大するため、スペースに設置してあります防災倉庫 3 棟を敷地内の他の場所に移設すること、また中央公民館南側村道の村道区域を変更し、中央公民館敷地とするために、現地測量範囲を拡大するものです。

2 点目として、地質・土質調査、CBR 試験と言いますが、こ

の調査費を追加し41万1,000円増やすものです。これは、測量設計後の工事に緊急防災・減災事業債等の活用を見据えたもので、必要路盤構成の根拠を整えるために調査を行うものがあります。

補正予算計上理由ですが、実際に事業打合せをしていく中で、予算不足が判明したためであります。

11ページをお願いします。

12節1細節委託料、要求額80万円、補正後額578万円、中央公民館前庭測量設計業務増額分です。

なお、追加予算を含めた測量設計業務委託費の合計は357万3,100円となっております。また、専決予算ということもありまして、既に事業のほうは進めさせていただいております。

12ページをお願いいたします。

体育施設管理運営事業、要求額360万円、補正後額4,190万2,000円。財源は全て一般財源となります。

13ページをお願いいたします。

補正事業の目的は、鳴沢村民体育館外壁塗装防水工事に伴う追加工事費の増額。

補正事業の内容ですが、今年7月から行っている鳴沢村民体育館外壁塗装防水工事を進めていく中で、外壁ALC板が劣化し落下の危険性があること、また追加で塗装、防水処理が必要な箇所等が判明しました。施設の長寿命化の観点や足場が設置してあることを考慮した結果、同工事内で追加施工をするものがあります。

主な増額工事は直接工事費となりますが、ALC板取替え工事が2か所で16万2,800円、玄関入り口及び入り口脇水道タイル張替え工事が77万9,000円、塗装工事、ブレース4か所、手すり、タラップなどで52万360円、玄関屋根の

防水工事で40万5,400円、ガラス工事、ガラス割れ7枚、窓枠取替え209か所、コーキング打ち直し185メートルで70万1,960円が主要な内訳となっております。

補正予算計上理由ですが、実際に工事を進めていく中で判明したためであります。

14ページをご覧ください。

14節1細節単独事業分工事請負費、要求額360万円、補正後額2,954万3,000円、鳴沢村民体育館外壁塗装防水工事に伴う追加工事であります。この事業につきましても専決予算となりますので、既に事業のほうは進めさせていただいております。

以上で、承認第8号令和6年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）を定める専決処分につき承認を求める件の説明を終了いたします。

**議長（渡辺正人）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡辺正人）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人）** 討論なしと認めます。

これより承認第 8 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長（渡辺正人）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第 5 議案第 5 3 号 鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件

◎日程第 6 議案第 5 4 号 鳴沢村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件

**議長（渡辺正人）** 日程第 5、議案第 5 3 号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件及び日程第 6、議案第 5 4 号鳴沢村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件の 2 件一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

**総務課長（渡邊英博）** 議案第 5 3 号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件及び議案第 5 4 号鳴沢村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件についてご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、関連議案として一括にてご説明申し上げます。

令和 6 年 8 月 8 日付の人事院勧告及び一般職の国家公務員の給与改定、山梨県職員の給与改定等を考量し、本村職員及び会計年度任用職員の給料、期末手当及び勤勉手当等の改定を行う必要があるため、鳴沢村職員給与条例等の一部を改正するものがあります。

職員及び会計年度任用職員の給料表を国家公務員の俸給表に準

じて改めるものであります。採用市場での競争力向上のため、若年層の職員に特に重点を置きつつ、全級・全号給について、全体で3.35%の引き上げ改定となります。これに伴い、初任給については、一般行政職における大卒初任給は2万3,800円引き上げ22万円となり、高卒初任給は2万1,400円引き上げ18万8,000円となります。

職員及び会計年度任用職員に支給する期末手当及び勤勉手当について、民間の給与・賞与支給割合に見合うように年間合計0.1ヶ月引き上げ、所要の改正を行うものであります。これらの改正により、令和6年度12月期の職員及び会計年度任用職員に支給する期末手当及び勤勉手当は、2.25月から2.35月となり、令和6年度の期末手当及び勤勉手当の合計は、年間で4.6ヶ月分となります。

寒冷地手当については、民間の同種の手当の支給額を踏まえ、国家公務員の寒冷地手当の取り扱いに準じて、月額を11.3%引き上げます。

以上、本改正につきましては公布の日から施行しますが、職員及び会計年度任用職員の給与改定及び寒冷地手当の引き上げについては、令和6年4月1日から遡及適用となります。

今まで会計年度任用職員における人事院勧告に基づく給与改定は翌年度から適用していましたが、週当たりの勤務時間が15時間30分以上勤務している会計年度任用職員に対しても令和6年4月1日から遡及適用を行い、所要の改正を行うものであります。

期末手当及び勤勉手当の改正については、令和6年12月1日から適用となります。

以上で、議案第53号及び議案第54号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡辺正人）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡辺正人）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人）** 討論なしと認めます。

これより議案第53号及び議案第54号の2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡辺正人）** 異議なしと認めます。よって、議案第53号及び議案第54号の2件は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第7 議案第55号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定める件

**議長（渡辺正人）** 日程第7、議案第55号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

**総務課長（渡邊英博）** 議案第55号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）が、令和4年6月17日に公布されたことに伴い、条例や規則中の「懲役」・「禁錮」を「拘禁刑」に改める等の改正を行う必要が生じるため、条例の一部改正を行うものであります。

改正内容につきましては、本則中においては文言の改正となりますが、罰則の適用に関する経過措置及び人の資格に関する経過措置の規定を適切に規定する必要があります。本則内容の改正については、自由刑のうち懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されることに伴い、第1条鳴沢村職員給与条例から第7条鳴沢村議会の個人情報保護に関する条例にかけて、文言の改正を行うものであります。

附則に関しては、個別の改正案に経過措置を設けるパターンと整理条例の形式で経過措置を設けるパターンが考えられますが、本村の場合、整理条例の形式は整理法に倣って包括的な経過措置を設けることができ、作業上の煩雑さを軽減できることに鑑み、整備条例の形式での改正としております。

なお、附則として、この条例は刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとなり、その施行日は令和7年6月1日からとするものであります。

以上で、議案第55号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡辺正人）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡辺正人）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人）** 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡辺正人）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

**◎日程第8 議案第56号 鳴沢村スポーツ施設の設置及び  
管理に関する条例を定める件**

**議長（渡辺正人）** 日程第8、議案第56号鳴沢村スポーツ施設の設置及び管理に関する条例を定める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育課長。

**教育課長（渡邊 寛）** 議案第56号鳴沢村スポーツ施設の設置及び管理に関する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

現在、スポーツ施設ごとに設置及び管理条例を制定して施設管理等を行っていますが、現条例は制定された年代の違いから規定文が統一されていないこと、条例で定めるべき事項が規定さ

れておらず、内規や慣例で運用しているため適正化を図ること、及び近年の物価高騰を踏まえ、使用料を見直して適正な料金を設定する必要があるため、新たに制定をするものであります。

本条例案に関しましては、要点を絞って説明をさせていただきます。

1 ページをご覧ください。

第3条の名称及び位置につきましては、表の一番下、鳴沢村屋内ゲートボール場を追加しております。屋内ゲートボール場につきましては、福祉保健課から教育委員会へ本年度所管替えがあった施設であります。これまで同施設の設置及び管理条例が制定されていなかったため、本条例で規定し、適切に管理を図るものであります。

3 ページをご覧ください。

第11条では、使用料について規定をしております。使用料につきましては、5 ページから7 ページの別表1及び別表2にて、それぞれの施設使用料と設備使用料を表形式で規定しております。

5 ページをご覧ください。

別表1では、それぞれのスポーツ施設に利用者の区分を設け、使用時間帯に応じた使用料を設定しております。これまで、村内宿泊施設区分については条例上に規定しておらず、内規により運用を行ってございましたが、区分として新たに設け、使用料とともに規定するものであります。

また、表の一番下、鳴沢村屋内ゲートボール場についても新たに規定するものであります。屋内ゲートボール場につきましては、施設のメンテナンスが十分行われてこなかったこと、また施設規模も小さいことから、利用区分は村民のみとし、これまで同様に使用料は徴収しないものとさせていただいております。

施設全般に言えることですが、現在の施設使用料等につきましては、長年見直しがされておりませんでした。スポーツ施設の中には竣工から40年以上経過している施設もあり、老朽化により今後修繕費等の支出増加が見込まれることや、近年の物価高騰により施設の維持管理費に影響が出ることが想定されるため、総務省で毎月公表されている消費者物価指数の総合指数を勘案し、武道館トレーニングルームの村民使用料を除く全ての施設使用料を、現行と比較し1割増額するものであります。

また、鳴沢村武道館及び鳴沢村屋内テニスコート場の使用料は、これまで村内宿泊施設と村民以外が同額であったため、村内宿泊施設の利用促進及び他施設との料金形態をそろえることを目的に、村民以外が利用する際の使用料を、村内宿泊施設使用料に1.55を乗じた使用料とするものであります。

6ページをご覧ください。

別表1の備考欄ですが、1、村民と村民以外が一緒に使用する場において、村民が使用者の2分の1以上のときは、村民の区分を適用する。2、村スポーツ協会専門部が練習及び大会等で使用する場の場合の使用料は、各施設1時間当たり200円とする。ただし、練習のみで使用する場において、専門部員が使用者の2分の1に満たないときは、村民の区分を適用する。以上の2項目についても、これまで条例で規定されておらず、内規にて運用がされておりましたが、同様に規定し、適正化を図るものであります。

なお、村民の区分につきまして、これまでは利用者のうち村民が8割を占めていることを条件に適用をしておりましたが、利用方法等の多様化を考慮し、8割から2分の1以上へと条件の緩和を行うものであります。

7ページをご覧ください。

別表第2は、設備使用料となります。先ほどの施設使用料同様に、設備使用料につきましても、現行と比較し1割増額するものであります。

4ページをご覧ください。

附則の施行期日として、本条例は令和7年4月1日から施行すること。第2項で、現在制定されている5つのスポーツ施設に関連する条例は廃止すること。経過措置として、第3項で、この条例の施行の日前に、前項の規定による廃止前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなすこと。第4項で、第11条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に基づき徴収すべき使用料について適用し、同日前の使用に基づき徴収すべき使用料については、なお従前の例によるものとするものであります。

なお、本条例案につきましては、村内民宿事業者、スポーツ協会専門部、またFCふじざくら山梨などの施設の利用頻度が多い方を対象に、先月、素案に対する意見交換会を実施し、意見を踏まえながら条例案を作成したこと、また町村会の法務助言事業を活用し、条例案に対するチェックをしていただいておりますことを申し添えます。

以上で、議案第56号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡辺正人）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(渡辺正人)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(渡辺正人)** 討論なしと認めます。

これより、議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(渡辺正人)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第 9 議案第57号 山梨県市町村総合事務組合の  
共同処理する事務の変更に伴  
う山梨県市町村総合事務組合  
規約の変更の件

◎日程第10 議案第58号 山梨県市町村総合事務組合の  
共同処理する事務の変更に伴  
う財産処分の件

**議長(渡辺正人)** 日程第9、議案第57号山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更の件及び日程第10、議案第58号山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分の件の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企画課長。

**企画課長(木暮富人)** 議案第57号山梨県市町村総合事務組合の

共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更の件について、提案理由をご説明申し上げます。

山梨県市町村総合事務組合が共同処理する住民の交通災害共済事業については、人口減少や民間の保険制度の拡充などの要因により加入率が減少していることから、令和7年度を加入募集の最終年度とし、令和9年度をもって事業を廃止することとなりましたが、これに伴う山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び山梨県市町村総合事務組合同規約の変更については、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体との協議が必要であり、この協議には、同法第290条の規定により議会の議決が必要であるため、本議案を提出するものであります。

改正内容についてご説明申し上げます。

議案第57号の2ページをご覧ください。

2ページの第3条第1項第12号を削り、別表第2中、「第9号及び第12号」を「及び第9号」に改めるものであります。

附則として、この規約は令和8年4月1日から施行するものとし、経過措置としまして、改正前の第3条第12号に掲げる住民の交通災害共済事業の事務（共済見舞金を支給するための事務に限る）については、令和10年5月31日までの間は、なお従前の例によるとするものです。

続いて、議案第58号山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分の件について、提案理由をご説明申し上げます。

山梨県市町村総合事務組合が共同処理する住民の交通災害共済事業を廃止することに伴う財産処分については、地方自治法第289条の規定により関係地方公共団体の協議が必要であり、この協議には、同法第290条の規定により議会の議決が必要

であるため、本議案を提出するものであります。

議案第58号をご覧ください。

議決いただく内容は、議案2枚目の財産処分に関する協議書にあるとおり、山梨県市町村総合事務組合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第2条第5号に規定する交通災害共済基金の令和9年度末における基金残高を、昭和51年度から令和7年度までの間における交通共済事業への加入者総数に対する交通共済事業を共同処理している市町村における当該期間の加入者総数の割合で按分して得た額を、それぞれ交通共済組合市町村への配分額として配分する財産処分であります。

以上で、議案第57号及び議案第58号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡辺正人）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡辺正人）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人）** 討論なしと認めます。

これより議案第57号及び議案第58号の2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (渡辺正人)** 異議なしと認めます。よって、議案第57号及び議案第58号の2件は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第11 議案第59号 令和6年度鳴沢村一般会計補正予算(第6号)

◎日程第12 議案第60号 令和6年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

◎日程第13 議案第61号 令和6年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第2号)

◎日程第14 議案第62号 令和6年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

**議長 (渡辺正人)** 日程第11、議案第59号令和6年度鳴沢村一般会計補正予算(第6号)から日程第14、議案第62号令和6年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの4件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林茂澄村長。

**村長 (小林茂澄)** 議案第59号令和6年度鳴沢村一般会計補正予算(第6号)から議案第62号令和6年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の4件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和6年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして新たに1億31万1,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算の総額を35億3,313万2,000円とするものであります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、給与条例改正に伴う人件費をはじめ、自立支援給付助成事業1,729万2,000円、ふるさと納税推進事業971万8,000円、庁舎等管理費816万9,000円などで、早急に対応しなければならぬものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、国庫支出金608万4,000円、県出金304万1,000円、寄附金2,000万円、繰越金5,431万7,000円を見込んでおります。

なお、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として、庁舎等管理費816万9,000円を令和7年度へ繰越しできるものとして設定するものであります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む令和6年度予算と令和5年度から令和6年度に繰越明許させていただいた予算の総額は、36億3,876万7,000円となります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で、議案第59号から議案第62号までの提案理由の説明を終わります。

**議長（渡辺正人）** 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号から議案第62号までの4件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

---

### ◎日程第13 一般質問

**議長（渡辺正人）** 日程第15、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順番に発言を許します。

なお、議会申合せ事項により、再質問は2回以内となっておりますのでご注意ください。

渡辺永幸議員からの「村の活性化となるイベント開催について」の質問を許します。2番 渡辺永幸議員。

**2番（渡辺永幸）** 2番、渡辺永幸です。よろしくお願ひします。

まずはじめに、石川県での正月の地震、そして9月の大雨で被害に遭われた皆様に、心からお見舞いを申し上げます。また、お亡くなりになられた皆様に、心からお悔やみを申し上げます。

それでは、通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

村の活性化となるイベント開催について伺います。

コロナが5類となり、活動制限が解かれ、観光客もコロナ以前に戻りました。また、インバウンドはコロナ以前より増加して、にぎわいを見せております。

しかしながら、鳴沢村で開催していた富士・鳴沢紅葉ロードレース大会は、昨年から中止となりました。

近隣の市町村では、それぞれの特色、魅力を活かしたイベントを開催しており、県内外から多くの観光客を迎え入れております。今や観光は、日本の産業として第2位に位置づけられています。

鳴沢村でも、生き生き広場に大型遊具が新設され、また展望台が10月に整備されたことにより、新たな観光スポットができました。

今後、鳴沢村の特色や魅力を生かした新規イベントを開催する考えはあるか、村長に伺います。

**議長（渡辺正人）** 答弁を求めます。小林茂澄村長。

**村長（小林茂澄）** ただいまの渡辺永幸議員の村の活性化となるイベント開催につきましては、担当の企画課長が答弁をいたします。

**議長（渡辺正人）** 企画課長。

**企画課長（木暮富人）** 渡辺永幸議員の質問にお答えいたします。

鳴沢村における大規模集客イベントとしては、平成7年に道の駅なるさわがオープンと同時に開催しました鳴沢ふれあい納涼祭りが初めてで、その後、納涼祭りは小学校に会場を移し、住民を主な対象として第一区が主催者となって続けております。

富士・鳴沢紅葉ロードレース大会は、平成22年に第1回大会を実施し、コロナ禍による中断を挟んで、令和4年の第11回大会をもって終了しました。

本年度は、4月20日、ふじてんスノーリゾートにて行われた「The 絶景花火」と同日ですが、生き生き広場にて「フェスタなるさわ2024」を村主体で開催しました。内容としましては、FCふじざくら山梨によるサッカー教室やマルシェの出店で、特に夜は絶景花火の観賞会場として多くの方に来場していただきました。

一方で、事前の周知不足や、祭り自体のコンテンツ、マンパワー不足で、成功したとは言えないイベントだったと思います。

以降につきましては、専門のコンサルタントに関わっていただくなど、今年度の反省点を踏まえた企画立案をしていきたいと考えております。

また、過日、鳴沢村の観光振興についての要望を、県知事に対して行いました。年明けから山梨県主導により協議会が設置され、様々な議論がなされる予定です。その場を活用してのイベント企画ということもあろうかと思っておりますので、その際は積極的に取り組もうと考えております。

以上で、渡辺永幸議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（渡辺正人）** 渡辺永幸議員、再質問はありますか。2番 渡辺永幸議員。

**2番（渡辺永幸）** 検討していただいていることですので、よろし

くお願いいたします。

鳴沢村を積極的にPRするイベントを毎年開催することで、村全体の特色や魅力の向上につながり、新たな観光の振興や発展を望めると思います。新たなイベントを開催するには、外部パートナーとも連携しながら検討を進めていくことも必要であると考えます。県内外から多くの観光客やインバウンドで呼べるような村にしていきたいと思えます。

イベントは、旅の動機づけ、観光地マーケティングの中で重要な要素になりつつあります。さらに、観光関連施設の利用促進及び観光地の能力や観光の新たな可能性をも生み出す力になっています。観光客の満足度を向上させることにより、訪問客数や観光地の収入の増加が見込まれ、再訪問に結びつく可能性があります。これからも一層観光に力を入れていきたいと思えます。

以上で私の質問を終わりといたします。

**議長（渡辺正人）** 以上で渡辺永幸議員の一般質問を終わります。

次に、「職員のスキルアップについて」の質問を許します。7場 三浦直樹議員。

**7番（三浦直樹）** 職員のスキルアップについて。

厚生労働省の調査によると、新入社員が3年以内に退職する方が32.3%で、実に約3分の1が退職するとのことであります。また、教職員が不足していて、全国では4,000人以上教員が未配置とのことであります。鳴沢村でも保健師の人材確保に苦慮していると伺っています。

行政サービスの質を維持・向上させるためには、人材確保も重要であるが、現在の職員のスキルアップを図ることが急務であると考えます。

職員向けの研修プログラムにおいて、業務能力向上、問題解決

能力、リーダーシップやコミュニケーションを高める研修などの受講状況や、研修後に評価・フィードバックの仕組みはあるのか、効果測定は行っているのか伺います。

**議長（渡辺正人）** 答弁を求めます。小林茂澄村長。

**村長（小林茂澄）** ただいまの三浦直樹議員によります職員のスキルアップについての質問ですが、こちらのほうは総務課長から答弁をいたします。

**議長（渡辺正人）** 総務課長。

**総務課長（渡邊英博）** 三浦直樹議員からの職員のスキルアップについての質問にお答えいたします。

ご質問いただいたとおり、地方自治体における職員不足は慢性的で課題であることに加え、本村のような小規模自治体では、極めて多様な業務を極めて少数の職員で遂行しております。

優れた人材の確保のためには、社会情勢の急激な変化にも対応しつつ、これまでの業務の進め方や慣例を見直し、ワークライフバランスを意識しつつ働き方改革を行いながら、将来にわたって安定的に行政サービスを提供できる体制を構築していくことが求められます。人という資源を重要視して人材マネジメントに取り組み、一人一人の職員が持つ能力を最大限に発揮して組織力を向上させることが、村の発展に寄与するものと考えております。

本村では、人材育成の一層の充実と強化を図ることを目的とし、鳴沢村職員人材育成基本方針を令和6年3月に改定するとともに、これまで以上に人材育成に主体的に関わっていくため、様々な種類の研修プログラムを実施しております。

主なものとして、山梨県市町村職員研修所の研修で、階層別研修、専門研修、受託（講師派遣）研修、庁内研修で、システム操作等や各担当課での業務に直下した研修などが実施されてお

ります。

特に、山梨県市町村職員研修所では、コミュニケーション力、向上研修やリーダーの役割と実践といった、市町村職員として求められる重要な能力を向上させる内容など様々なカリキュラムが網羅されており、本村職員も数多く受講しております。

なお、職員の研修受講状況は総務課で把握・管理しており、研修については全正規職員を対象とすることを原則に、積極的な研修受講を推進するとともに、研修に対する啓発を行い、職員の意識改革を図っております。特に、管理職に関しては、部下の研修への参加に対して積極的な関与を促し、復命書により受講状況及び研修内容を確認しております。

また、管理職自身にも研修を受ける機会を増やしつつ、さらには、人事評価における能力・態度評価内で研修への意欲を考慮しており、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に評価し、職員の職務遂行能力の向上及び人材育成に活用するとともに、組織全体の士気高揚を促し、勤務意欲の向上と公務能率の向上に努めております。研修の中でフィードバックを行うものや、研修を通じて学んだ内容を他の職員にも共有し、組織全体としてベースアップを図れるよう取り組んでおります。

特に、昨今求められているメンタルヘルスやハラスメントに関する理解は急務であり、令和5年度には管理職員を中心としたハラスメント研修を実施、今年度においては、メンタルヘルスに関する研修受講の推奨や、パソコンスキル研修、法制システム研修、災害対応研修など様々なジャンルの研修を行い、実務や時代に即した知識、技能の習得により、専門的な能力の開発や職員としての資質の向上を図りながら、職員一人一人のスキルアップに努めております。

今後におきましても、職員や組織のニーズ等を把握しながら、時代の変化に即応した効果的な研修ができるよう体制整備に努めるとともに、職員の主体性や積極性を引き出すため、知識付与型の内容のみではなく、考えることに重点を置いた研修の実施についても検討し、限られた人材を最大限に活用していくよう努めてまいります。

以上で、三浦直樹議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（渡辺正人）** 三浦直樹議員、再質問はありますか。7番 三浦直樹議員。

**7番（三浦直樹）** いろいろと行っているということではありますが、今言いましたメンタルヘルスとハラスメント、これについてですが、年間何回程度行っているのか。また、全体の研修に係る年額を教えてくださいのと、職員の何パーセントが大体受講しているのか教えてください。

**議長（渡辺正人）** 答弁を求めます。総務課長。

**総務課長（渡邊英博）** まず、メンタルヘルス研修については、職員全員です。こちらについては、講師を派遣して行っておりますので、ちょっと正確な数字はないですが、10万円ぐらいだったと思います。

ハラスメント研修につきましては、課長補佐以上の職員が受講しておりますので、そちらも講師のほうの派遣研修となりますので、大体10万円ぐらいだったと思います。

以上です。

**議長（渡辺正人）** 三浦直樹議員、2回目の再質問はありますか。

7番 三浦直樹議員。

**7番（三浦直樹）** ハラスメントに関しては管理職の方のみということですので、またこれも普通の一般職員まで、できればいろ

いろと周知していただきたいと思います。

常に村民に見られている職員でありますので、住民サービスに滞りのないよう頑張っていたきたいと思います。

以上で質問を終わります。

**議長（渡辺正人）** 続いて、「鳴沢スポーツ広場の今後の活用は」の質問を許します。7場 三浦直樹議員。

**7番（三浦直樹）** 広大な面積の鳴沢スポーツ広場ではありますが、現在は、夏期には村内宿泊者や少年野球の大会などで使用されているほか、あまり有効に使用されていません。

消防団出初式や訓練、体育祭にも利用していたのですが、雨が降ると水はけが悪く、ぬかるんだ状態になるため、鳴沢小学校校庭や生き生き広場に移行されています。

ナイター照明も老朽化し、水銀灯使用のため電気料金が高く、かつては職域ソフトボール大会でナイター使用されるなど活用されていたが、現在では照明の撤去が検討されている状態であります。

今後、鳴沢スポーツ広場をもっと有効に活用していくためのビジョンや考えがあるでしょうか。教育長に伺います。

**議長（渡辺正人）** 答弁を求めます。渡辺厚子教育長。

**教育長（渡辺厚子）** 三浦直樹議員の「鳴沢スポーツ広場の今後の活用は」について答弁いたします。

現在、鳴沢スポーツ広場は、村内スポーツ団体の練習や大会、村消防団の訓練、村内民宿宿泊者の使用など、様々な方にご利用いただいております。

しかしながら、村内スポーツ団体の減少や新型コロナウイルスの影響により、令和5年度の年間利用者数は、平成29年度の9,818人と比べ約半数の5,812人と減少傾向にあります。

このような状況を踏まえ、昨年度、スポーツ人口の増加を目的とした新規スポーツイベントの実施について村内スポーツ団体と協議し、鳴沢スポーツ広場を含む村内スポーツ施設の使用向上を目指しましたが、村内スポーツ団体との意見の相違もあり、実現には至っておりません。

現在のグラウンドの状態は、ご指摘いただきましたとおり、水はけの悪さに伴うぬかるみの多発や、経年による夜間照明の老朽化など、整備や設備面で課題がございます。排水設備の見直しや土壌改良などで改善を図る必要がありますが、整備には莫大な費用が見込まれるため、現在は年1回転圧作業を行い、土を締め固めることで対応している状況です。

夜間のグラウンド利用につきましては、これまで利用があったスポーツ協会専門部の休部や、平成26年度まで実施されていた職域ソフトボール大会の参加団体減少に伴う事業中止により、現在、夜間に定期的に使用しているのは、村消防団第2分団の訓練のみとなっております。

このような状況から、夜間の鳴沢スポーツ広場の利用は、同じく夜間照明設備のある鳴沢小学校のグラウンドに集約化し、電気使用量の削減を図ることも検討しております。

今後は、日中の鳴沢スポーツ広場の利用促進につながるイベントの検討や、広報や村ホームページにて施設の周知を強化し、利用を促していきたいと考えておりますが、併せてスポーツ施設全体の民間への指定管理者導入や施設の集約化などによるコンパクトな運営など、様々な点からも幅広く検討をしていきたいと思っております。

以上で、三浦直樹議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（渡辺正人） 三浦直樹議員、再質問はありますか。7番 三

浦直樹議員。

7番（三浦直樹） 広大な面積を持っていますので、もったいないことだと思います。もしできるのであれば、観客つきの陸上競技場でもサッカースタジアムでも球場でも造れるわけですが、管理業者を入れるとしても、将来そういった展望はないでしょうか、伺います。

議長（渡辺正人） 答弁を求めます。渡辺厚子教育長。

教育長（渡辺厚子） では、課長に答弁をさせます。

議長（渡辺正人） 教育課長。

教育課長（渡邊 寛） 三浦直樹議員のご質問なんですけれども、教育長のほうで答弁をしたとおり、様々な点から今後幅広く検討はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（渡辺正人） 三浦直樹議員、2回目の再質問はありますか。

7番（三浦直樹） 大丈夫です。

議長（渡辺正人） 以上で三浦直樹議員の一般質問を終わります。

次に、「防犯対策に向けた実施計画は」の質問を許します。5場 土屋文明議員。

5番（土屋文明） 今回の一般質問は、「防犯対策、防犯被害防止に向けた実施計画の検討は」であります。

昨今の闇バイトによる広域強盗事件が相次ぎ、報道を見ない日はありません。私たちの暮らす鳴沢村も、いつ襲われるか大変不安になっております。

先般、石破首相の所信演説では、重要政策課題の一つに治安対策を挙げ、防犯カメラの整備、青パトの活動など国として支援し、まちぐるみの防犯対策を促進するとされておりました。その実現に向けた、先ほど議長の挨拶にありましたが、地方創生交付金倍増が、まさに後押しとなると思料するところです。

そこで、安心して暮らせる鳴沢村地域を目指して、住民向けには、山梨県や警察で実施する出前講座等によって啓蒙活動による防犯意識を理解させ、根づかせ、そして何よりも村民自らが防御するために、例えば防犯グッズ用品の後づけロックの配布、あるいは補助、村道内には防犯カメラの追加増設、あるいは民間警備会社を導入するための初期費用の補助の検討、そして村内地域で安全マップの作成をきちっとしていく等を含め、多岐にわたりますが、村としての具体的な実施計画の検討を伺います。

**議長（渡辺正人）** 答弁を求めます。小林茂澄村長。

**村長（小林茂澄）** ただいまの土屋文明議員の防犯対策に向けた実施計画という質問ですが、こちらのほうは総務課長に答弁をさせます。

**議長（渡辺正人）** 総務課長。

**総務課長（渡邊英博）** 土屋文明議員からの防犯対策に向けた実施計画についての質問にお答えします。

現在、SNSやインターネットを通じて募集される闇バイトが深刻な社会問題となっています。闇バイトは、高収入をうたうことで、特に経済的に困窮し判断能力が不足している若者を犯罪行為に巻き込み、社会秩序を著しく乱しており、全国で発生している凶悪事件を受けて、大きな不安を感じている方もいらっしゃると思います。

また、最近では、近隣市町村でも空き巣や忍び込みなどの窃盗事件が多発しており、村でも、富士吉田警察署と連携を取りながら、ホームページや防災無線で戸締まりの徹底など、防犯対策の注意喚起を行っております。

また、来週の19日には、消防団による高齢者世帯への防犯啓発として、闇バイトの注意喚起チラシの配布を行う予定であり

ます。そのほか、高齢者学級では、防犯対策をテーマにしたものも検討しております。

政府は、自治体の地方創生事業を支援する新しい地方経済・生活環境創生交付金を創設し、闇バイトによる強盗事件が相次いでいることを受け、防犯カメラなどの整備、青パトによる活動などを国としても支援し、まちぐるみの防犯対策をさらに促進してまいりますと報道されていますが、交付金の制度概要や制度要綱など、事業の詳細については示されておられません。

今のところ、防犯グッズの配布や補助、村道への防犯カメラの設置、民間警備会社の初期費用の補助などは考えておりませんが、住民からの防犯対策に関する要望や問合せの有無などのほか、県内自治体や近隣市町村の動向をみながら、各種補助金については検討したいと考えております。

これからも、警察、消防団、青少年育成会、PTAなどの地域と連携を強化し、地域の安全は地域のみんなで守るという意識の下、地域ぐるみで犯罪抑止に努めていきたいと考えております。

以上で、土屋文明議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（渡辺正人）** 土屋文明議員、再質問はありますか。5番 土屋文明議員。

**5番（土屋文明）** 少しは前へ進むだろうというようなことを理解ができました。

当村では、高齢者向けに見守りサービスがありまして、アルソックにやっていると伺っているんで、その辺も含めて、もう一度、今後周知を徹底していただければと思っております。

当村では、70歳以上の今、独居世帯というのがどんどん増加しておりまして、令和4年度では26.5%、4軒に1軒が高

齢者だけの世帯。これが厚労省の見える化システムでは、再来年、令和7年、1年後になるわけですが、高齢化率が35.7%と予想しておりまして、こうなると、3軒に1軒が高齢者世帯だけということになるわけです。

また、昨今では自治体未加入者がどんどん増加してきておりまして、住民同士のつながりが希薄化していくことも考えられるわけです。

これからも、現役世代はもちろん、高齢者世帯の危険度の高まりを監視していただきまして、先ほど前へ向かうお話をいただきましたので、リスク回避に向けた早急な施策を講じることをお願い申し上げまして、一般質問を終わりたいと思います。

**議長（渡辺正人）** 以上で土屋文明議員の一般質問を終わります。

次に、「道の駅なるさわのリニューアルの計画・方針は」の質問を許します。8番 小林昭一議員。

**8番（小林昭一）** 道の駅なるさわのリニューアルの計画・方針について、村長に伺います。

道の駅なるさわの施設リニューアルについてなんですけれども、建設から相当の年月が過ぎ、建物だけではなく、進入路のアプローチなどに著しい劣化が見られます。来客者が敷地構内で転んで救急車を呼んだ事例もあるそうです。急ごしらえで造ったアプローチも狭く、キッチンカーの車種によっては構内に入れないこともあったと聞いています。

富士山噴火や異常気象などによる観光客の安全対策のための空間も必要だと思います。バリアフリー法によるトイレもままならない状況のようですが、村にあっては、なくてはならない施設であり、大切に維持管理していかなければならないと思いますが、施設のリニューアルの計画・方針をお聞かせ願えればと思います。

議長（渡辺正人） 答弁を求めます。小林茂澄村長。

村長（小林茂澄） 小林昭一議員の質問にお答えいたします。

道の駅なるさわにつきましては、平成7年に、山梨県では3番目という極めて早い時期に開業しております。当時としては最新の設備を有し、山梨県建築文化賞を受賞するなど、非常に高い評価をいただきました。また、富士山が見えるロケーションや、当時としては大きい物産館があること、駐車場がほかの道の駅と比較して大きいことなどから、大きな反響を呼びました。

それから29年が経過し、開業当初は最新であった施設も、小林昭一議員の質問にありますように、バリアフリー化など、増加する社会需要を満たすことができなくなっていると感じております。

さて、小林昭一議員からの質問ですが、キッチンカーが進入するスロープの改善についてですが、昨年度、指定管理者である農協より口頭による要望があり、スロープ外周擁壁の一部切り下げにより対処可能と回答しております。

また、質問にありますバリアフリー法によるトイレにつきましては、介助が必要な方が利用するバリアフリートイレのことと思われまます。現状では、男女各トイレに障害者用トイレがありますが、例えば男性側の障害者用トイレを利用する際に、女性の介助者が入りづらいという状況となっております。これについては、現状のトイレの改修では対処は困難であり、新たに設置するしかないと思われまます。

道の駅も設置から29年が経過し、道の駅の今後の在り方について検討が必要となりますが、その際に、トイレのリニューアルについても検討していきます。

以上で、小林昭一議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（渡辺正人）** 小林昭一議員、再質問はありますか。8番 小林昭一議員。

**8番（小林昭一）** 村長のおっしゃるとおり、築年数も30年ぐらい経つということで、だいぶ劣化しているということで、改修もしていくというふうな前向きの答弁いただきました。

庁舎の建設もありますけれども、道の駅、指定管理者の更新もありますので、事前に協議できるところであれば、議会としてもお手伝いをしながら、いろんな方策を考えながら、時代に合った道の駅とするような形で進めていただければと思います。よろしくをお願いします。

以上で終わります。

**議長（渡辺正人）** 以上で小林昭一議員の一般質問を終わります。

これで、日程第15、一般質問を終わります。

---

**議長（渡辺正人）** 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は12月13日から18日までの6日間を休会としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡辺正人）** 異議なしと認めます。

したがって、本会議は12月13日から18日までの6日間を休会とすることに決定しました。

なお、本会議は12月19日午後1時30分から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時01分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年12月12日

議会議長

署名議員

署名議員

令和6年12月19日再開

1、出席議員

1番 三浦秀康	2番 渡辺永幸
3番 渡辺辰也	4番 三浦雄一郎
5番 土屋文明	6番 渡辺次男
7番 三浦直樹	8番 小林昭一
9番 渡辺明雄	10番 渡辺正人

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林茂澄 教育長 渡辺厚子  
総務課長 渡辺英博 税務課長 渡辺 積  
企画課長 木暮富人 福祉保健課長 清水千恵  
住民課長 小林昭博 振興課長 小林昌信  
教育課長 渡辺 寛 会計管理者 梶原 充

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一  
議会事務局書記 渡辺栄一

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 議案第59号 令和6年度鳴沢村一般会計補正予算  
(第6号)  
日程第4 議案第60号 令和6年度鳴沢村国民健康保険特別  
会計補正予算(第3号)  
日程第5 議案第61号 令和6年度鳴沢村介護保険特別会計  
補正予算(第2号)

日程第 6 議案第 6 2 号 令和 6 年度鳴沢村後期高齢者医療特  
別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 7 委員会の閉会中の継続調査の件

---

開会 午後1時30分

議長（渡辺正人） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（渡辺正人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、三浦雄一郎議員、土屋文明議員を指名いたします。

---

### ◎日程第2 諸般の報告

議長（渡辺正人） 日程第2、諸般の報告を行います。

令和6年第3回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。報告者は自席にて報告を行ってください。鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、9番渡邊明雄議員。

9番（渡邊明雄） 令和6年第3回鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告をさせていただきます。

9月20日午前10時より招集され、会議が行われました。

議員16名と、会議事件説明のために、組合長外川建志氏をはじめ、事件説明のために執行部2名の出席がありました。

本会議においては、まず、会期が9月20日の1日間と決定されました。

会議事件は3件で、内容といたしましては、議案第5号令和6年度一般会計歳入歳出補正予算（第2号）についての件。内容

は、歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,699万円とすること。

次に、認定第1号令和5年度一般会計歳入歳出決算認定についての件。内容は、地方自治法第223条第3項の規定により、令和5年度鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合一般会計歳入歳出決算に監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

こちらは、歳入収入済額の合計は1億3,736万7,538円、予算現額よりも470万円ほど多い収入となりました。歳出の支出済額の合計は6,853万38円で、その結果、歳入から歳出を差し引いた差引残額は6,883万7,500円です。

監査委員から、組合の財政状況の改善が見られる中、財政調整基金等が増加している状況を鑑み、これらを有効に活用するなど計画的に更新を進めていただきたい。あわせて、組合所有の遊休未利用地の有効利用や、歴史のある旧庁舎の今後の在り方についても、議会とも協議を重ねる中で十分な検討をされたいとありました。

次に、認定第2号令和5年度富士スバルライン沿線美化推進協力会会計歳入歳出決算認定についての件。内容は、歳入収入済額の合計は4,577万3,169円、歳出の支出済額の合計は1,818万50円で、歳入から歳出を差し引いた差引残額は2,759万3,119円となりました。

監査委員から、当組合の売店営業に多大な悪影響を及ぼしたコロナ感染症が沈静化を見せ、令和4年度後半頃より経済活動は落ち着きを取り戻し、日々の生活は正常化してきた。このような状況下、当会計については、数年間続いた赤字経営から脱却

し黒字に転換した。当該年度については、観光客の増加に伴い、売店での売上げがさらに増加したため、年間を通じて好調を維持したが、コロナ前の水準にはなお及ばないのが実情であると指摘されました。

以上、いずれも原案のとおり可決されました。

なお、会期中、同意第1号公平委員の選任につき同意を求める件について協議され、前任の船津地区、渡辺 正氏が令和6年9月27日をもって任期満了となり、後任に、勝山地区の小佐野 操氏が公平委員に選任されました。

以上で、令和6年第3回鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告は終了いたします。

**議長（渡辺正人）** 続いて、河口湖南中学校組合議会、1番 三浦秀康議員。

**1番（三浦秀康）** 河口湖南中学校組合議会令和6年第2回定例会についてご報告させていただきます。

令和6年9月20日14時より招集され、定例会が行われました。

会議は、議員14名と、会議事件説明のために、富士河口湖町長、小林茂澄鳴沢村長をはじめ、事務局及び教育委員12名の出席がありました。

会期は、令和6年9月20日1日間と決定されました。

会議事件の内容としましては、議案第4号令和6年度河口湖南中学校組合一般会計補正予算（第1号）議定については、歳入歳出それぞれ24万2,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億6,902万8,000円とするものです。議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第1号令和5年度河口湖南中学校組合一般会計歳入歳出決算認定については、歳入合計2億3,642万円、歳出

合計 2 億 3, 5 9 2 万円で、歳入歳出差引額 5 0 万円で、うち、繰越明許費繰越額等が 0 円、実質収支額 5 0 万円でした。

認定第 1 号は原案のとおり可決することに決定されました。

次に、同意第 2 号監査委員の選任に同意を求めることについての件は、議会選出監査委員の辞職により、大嵐地区の三浦金夫氏の選任に同意を求めるものであります。同意第 2 号は原案のとおり同意されました。

次に、同意第 3 号教育委員会教育委員の任命に同意を求めることについての件は、任期満了により、船津地区、渡邊順子氏の任命に同意を求めるものであり、同意第 3 号は原案のとおり同意され、可決しました。

その他といたしまして、令和 6 年第 2 回河口湖南中学校組合議会定例会が終了後、直ちに全員協議会が開催されました。

議題は一般質問の取扱いについてです。

審議の結果、一般質問は定例会の 2 0 日前までに通告し、行うものとするを暫定し、2 0 日前の期日については、議長と執行部の協議をもって決定することに決めました。

以上で、河口湖南中学校組合議会令和 6 年第 2 回定例会についての報告を終了いたします。

**議長（渡辺正人）** 続いて、青木が原ごみ処理組合議会、6 番 渡辺次男議員。

**6 番（渡辺次男）** 令和 6 年第 2 回青木が原ごみ処理組合議会についての報告をさせていただきます。

1 1 月 2 8 日午後 1 時 3 0 分より招集され、会議が行われました。

議員 7 名と、会議事件説明のために、管理者の渡辺英之富士河口湖町長、副管理者の小林茂澄村長をはじめ、事件説明のために執行部 5 人の出席がありました。

最初に人事の報告があり、富士河口湖町小立の古屋 実議員の後任として、富士河口湖町大石の堀内詠子議員が選任されました。

本会議においては、まず、会期が11月28日の1日間と決定されました。

会議事件は1件で、令和5年度青木が原ごみ処理組合一般会計歳入歳出決算認定について。内容としては、歳入総額4,376万4,000円、歳出総額3,087万円、歳入歳出差引額1,289万4,000円と、原案のとおり認定されました。

以上で、青木が原ごみ処理組合議会についての報告を終了いたします。

**議長（渡辺正人）** 続いて、青木ヶ原衛生センター議会、2番 渡辺永幸議員。

**2番（渡辺永幸）** 令和6年第2回青木ヶ原衛生センター議会定例会についての報告をさせていただきます。

11月28日、午後2時30分より招集され、会議が行われました。

議員12名と、会議事件説明のために、管理者渡辺英之富士河口湖町長、副管理者小林茂澄鳴沢村長をはじめ、執行部7名の出席がありました。

本会議においては、まず、会期が11月28日1日間と決定されました。

会議事件は1件で、内容としましては、令和5年度青木ヶ原衛生センター一般会計歳入歳出決算の認定についての件で、歳入総額6,742万7,000円、歳出総額5,180万3,000円、歳入歳出差引額1,562万4,000円となっております。定めた原案のとおり可決されました。

その他として、青木ヶ原衛生センターは昭和46年稼働で、5

3年が経過し、県内で最も古い施設であるため、更新計画についての質問がありました。渡辺町長及び担当課長から、し尿処理場などの土地は県有地で、一度返還すると再度借りるのが困難となること、ごみ処理施設の建設計画の中で、青木ヶ原ごみ処理施設という案が出たが、当時の契約の中で建て替えは認めないということになっていたため断念したこと、富士吉田市より、現在、流域下水道の処理施設の敷地内にし尿を受け入れて、下水道と一緒に処理する計画があるという相談が来ていることなどの説明があり、今後、進展がある場合には、青木ヶ原衛生センター議会で報告し、検討を進めていくことになりました。

以上で、青木ヶ原衛生センター議会定例会についての報告を終了いたします。

**議長（渡辺正人）** 続いて、山梨県後期高齢者医療広域連合議会、  
1番 三浦秀康議員。

**1番（三浦秀康）** 令和6年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をさせていただきます。

令和6年10月30日、午後1時30分より議員全員協議会、午後2時より令和6年第2回定例会が行われました。

会議は、議員23名と、会議事件説明のために、広域連合長上村英司北杜市長をはじめ、執行部及び事務局13名の出席がありました。

会議は、会議録署名議員の指名が行われ、会期は、令和6年10月30日1日間と決定されました。

次に、中央市、薬袋 正議員、忍野村、天野弥一議員、鳴沢村、三浦秀康が議会運営委員会委員に選任されました。

次に、承認第1号専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））の件は、歳入歳出予算の総額に

歳入歳出それぞれ76万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,151億3,144万3,000円とするものです。承認第1号は原案のとおり承認することに決定されました。

次に、認定第1号令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についての件は、歳入総額6億877万1,435円、歳出総額5億4,350万5,943円、繰越明許費繰越額等が0円であり、実質収支額6,526万5,492円になるものです。認定第1号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件は、歳入総額1,140億9,009万133円、歳出総額1,127億9,483万8,035円、繰越明許費繰越額等が0円であり、実質収支額12億9,525万2,098円になるものです。認定第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、保険料の徴収猶予の期間の変更及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行による高齢者の医療に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,526万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,966万9,000円とするものであります。議案第8号は原案のとおり可決すること

に決定しました。

次に、議案第9号令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、これは、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億9,622万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,204億5,508万8,000円とするものであります。議案第9号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、令和6年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告を終了いたします。

**議長（渡辺正人）** 以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第3 議案第59号 令和6年度鳴沢村一般会計補正予算（第6号）

◎日程第4 議案第60号 令和6年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

◎日程第5 議案第61号 令和6年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第2号）

◎日程第6 議案第62号 令和6年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

**議長（渡辺正人）** 日程第3、議案第59号令和6年度鳴沢村一般会計補正予算（第6号）から日程第6、議案第62号令和6年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 渡辺次男議員。

**予算決算常任委員長（渡辺次男）** 今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案第59号令和6年度鳴沢村一般会計補正予算（第6号）から議案第62号令和6年度鳴沢村後

期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの4議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、12月12日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された4議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

**議長（渡辺正人）** 以上で、委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡辺正人）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人）** 討論なしと認めます。

これより、議案第59号から議案第62号までの4件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第59号から議案第62号までの4件は、委員長の報告の

とおりの可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(渡辺正人)** 起立全員です。したがって、議案第59号から議案第62号までの4件は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎日程第7 委員会の閉会中の継続調査の件

**議長(渡辺正人)** 日程第7、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から、会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(渡辺正人)** 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

**議長(渡辺正人)** 以上で、定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(渡辺正人)** 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、この整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、令和6年第4回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

閉会 午後1時50分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年12月19日

議会議長

署名議員

署名議員